

第2回小笠原航空路協議会 議事録

開催日時：平成20年10月21日（水） 午後4時～

開催場所：東京都庁第一本庁舎42階 特別会議室D

事務局

定刻でございますので、これより第2回小笠原航空路協議会を始めさせていただきたいと思えます。申し遅れましたけれども、私、本協議会の事務局を務めます総務局行政部島しょ振興担当副参事の佐藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは議事に先立ちまして、本日出席の委員の方をご紹介いたします。なお、7月に東京都に人事異動がありましたので、新たに委員になられた方がいらっしゃいます。最初に協議会の会長であります、中田総務局長でございます。

中田会長

中田でございます。よろしくお願いいたします。

事務局

続きまして、飯尾港湾局技監でございます。

飯尾委員

飯尾でございます。よろしくお願いいたします。

事務局

遠藤知事本局政策部長でございます。

遠藤委員

遠藤です。よろしくお願いいたします。

事務局

福田都市整備局航空政策担当参事でございます。

福田委員

福田です。よろしくお願いいたします。

事務局

中島環境局自然環境部長でございます。

中島委員

中島でございます。よろしくお願いいたします。

事務局

石山港湾局離島港湾部長でございます。

石山委員

石山でございます。よろしくお願いいたします。

事務局

北村港湾局島しょ・小笠原空港整備担当部長でございます。

北村委員

北村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局

笠井総務局行政部長でございます。

笠井委員

笠井でございます。よろしくお願いいたします。

事務局

松山総務局多摩島しょ振興担当部長でございます。

松山委員

松山でございます。よろしくお願いいたします。

事務局

前田総務局小笠原支庁長でございます。

前田委員

前田でございます。よろしくお願いいたします。

事務局

森下小笠原村長でございます。

森下委員

よろしく申し上げます。

事務局

佐々木小笠原村議会議長でございます。

佐々木委員

佐々木でございます。よろしく申し上げます。

事務局

それでは本日の協議会の開催にあたりまして、会長からごあいさつをお願いいたします。

中田会長

それでは座って話をさせていただきます。小笠原航空路協議会の会長を務めます中田でございます。改めてよろしくをお願いいたします。前回の協議会では現地視察を兼ねまして、4月の9日に小笠原村で開催したところでございます。視察ではこれまでに空港建設の候補であった地域に加えまして、様々な施設等を見学するなど、小笠原村民皆さま方の生活の状況につきまして理解を深めることができました。個人的ではございますが、私も着任が7月1日でございますけれども、小笠原に返還40周年ということでおじゃまいたしまして、同様の施設等を視察させていただきまして、同じ認識を得ることができました。

前回の協議会では委員として参加されている森下村長や、佐々木村議会議長から、航空路開設を強く望む、地元の貴重なご意見をいただきました。なお、本日お忙しいところ森下委員と佐々木委員におかれましては、遠路大変お疲れのことと思われませんが、小笠原村からご参加いただいております。また、同様に本日は村議会議員の皆さまも傍聴いただいておりますのでお知らせいたします。

今回の協議会は航空路開設の検討を進めていくため、本協議会が今後行いますPI活動の手順や結果につきまして評価、助言をいただく第三者機関でございます、小笠原航空路PI評価委員会の設置などが議題となっております。評価委員会はPIの透明性、公平性、公正性を確保することを目的にするなど、PIの実施におきまして重要な役割を果たす機関でございます。

本協議会は評価委員のご協力をいただきながら、PIにおいて航空路の必要性や候補地、施設計画等につきまして関係者間の意見集約と、円滑な合意形成を図り、航空路の開設の検討を進めてまいります。

これまでの空港計画の経緯を考えますと、小笠原への航空路の開設には自然環境への配慮等、様々な課題があるかと思いますが、情報公開を行いながら、広く意見を求めまして、一つ一つの課題を着実に解決していくことが重要なことだと考えております。

このような認識に基づきまして、委員の皆さま方の意見を尊重しながら、本協議会に

おける協議を進めてまいりたいと考えております。委員の皆さまのご協力をお願い申し上げます。はなはだ簡単ではございますが、ごあいさつと代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

事務局

ありがとうございました。それでは議事につきまして、中田会長、これよりよろしくお願いいたします。

中田会長

それでは議事に入ります前に、ただ今ご紹介させていただきましたが、本日は委員として森下村長と佐々木村議会議長がご参加でございますので、お二方からごあいさつをいただければと思います。森下村長、よろしくお願いいたします。

森下委員

発言の機会をいただきましてありがとうございます。私も着席の上で、失礼ながらごあいさつをさせていただきます。まずもって第2回の小笠原航空路協議会を開催していただきまして、ありがとうございます。また、特に中田局長以下、今回は私ども村議会のメンバー、私どもと一緒に内地にいる時期に、日にちを設定していただきまして御礼を申し上げます。

委員の皆さんの中に若干の交代もございましたので、私ども小笠原村が航空路にかけの思いについて多少ご披露させていただきます。昭和43年に本土に返還されました、私ども小笠原村は、本年、40周年という節目の年を迎えております。その間、航空路の開設は村民の悲願と位置付けて、私どもの先輩諸氏がいろいろな形で運動を展開してまいりました。また、東京都の大勢の方にもご支援をいただいて参ってきたところでございます。何度か希望の火が灯っては消えを繰り返してまいりましたが、ようやくここにきて、改めて新しいPIという手法を持った航空政策の中での航空路の開設に向けて動き出したところでございます。

過去の経験、また今日の状況から、私どもは航空路開設に向けてのハードルが数多くあること、また、ハードルが高いこと、十分承知の上でございます。しかしながら村民の求める民生の安定、そして産業振興等々の観点から、何としても航空路を開設したいという思いから、着実に一歩ずつ歩んでいこうということを皆さまとともに、既定の思いとしながらですね、一步一步積み上げていきたい、このように考えております。

そのためには、この協議会の中での意見交換は何よりも増して重要なものとなります。今後ともどうぞ皆さま方のご協力、ご支援をよろしくお願いいたします。大切な機会をいただきまして、ありがとうございました。

中田会長

次に佐々木村議会議長、よろしくお願いいたします。

佐々木委員

只今、村長から種々の話がありましたけれども、4月に開かれて以後ですね、なかなか協議会が開かれないので、村議会としても、今か今かと待っていたような状況の中で、ようやく本日開催されることに對しまして、お礼を申し上げます。

いろいろ東京都の中で難しい面もありましたけれども、今日はオブザーバーとして村議会全員が参加しております。また、先ほど会長からお話がありましたように、今回、評価委員会の設置ということで、一步進んだ協議会が開かれるんじゃないかなということを非常に期待しております。

先の振興審議会の中でも、特に盛り込まれなかった部分で、小笠原諸島の治める排他的経済水域が非常に大きいということで、これは冬柴大臣のときにもお話があったんですけれども、その中で小笠原のこれからの位置付けがですね、今以上にこの海洋基本法制定の中で、大きくなってくると思いますね。産業の振興、また民生の安定ということから、この振興開発事業の中で、ぜひとも航空路行政が基本に置かれた、そういう位置付けになって、今後進んでいきたいと思っています。

私も委員の一人として、村長と共々協力しながら頑張っていきたいと思っています。ひとつよろしくお願いします。

中田会長

ありがとうございました。それでは議事に入りたいと思います。まず一番目でございますが、小笠原航空路PI評価委員会設置要綱につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

これより議事に入りますので、プレスのカメラ撮りはあらかじめお断りしておりましたが、これ以降ご遠慮して下さるようよろしくお願いいたします。

それでは、資料1及び参考資料1をご覧ください。小笠原航空路PI評価委員会は参考資料1として配付しております、小笠原航空路協議会設置要綱の第6条を根拠に設置するものでございます。

その目的は資料1、小笠原航空路PI評価委員会設置要綱(案)の第2条にありますように、航空路協議会が行うPIの手順や結果について評価、助言を行うことによりまして、PIの透明性、公平性、公正性を確保することにございます。

具体的には第3条に所掌事務として規定しておりますが、PI実施計画に関すること、またPI実施期間中のPI活動に関すること、さらにPI実施結果に関すること、以上の3点につきまして評価、助言をしていただくことにいたします。

なお、評価委員会は、所掌事務の遂行に必要な行政手続に係る法制度について、専門的知識、知見を有する者、二つ目として航空行政について、専門的知識、知見を有する者、三つ目としてマス・コミュニケーションに関する専門性を有する者の、3名の有識

者で構成することといたします。

具体的な委員の選任の考え方や候補者につきましては、次の議題でご提案させていただきます。以上でございます。

中田会長

小笠原航空路PI評価委員会設置要綱（案）でございますが、これにつきまして今、事務局から説明がありました。これにつきまして、何かご質問等があればお受けしたいと思っております。よろしく願いいたします。

ないということでございますので、小笠原航空路PI評価委員会設置要綱の案につきまして、ご承認いただけるでしょうか。

（「意義なし」の声あり）

中田会長

ご異議がないようですので、本設置要綱は承認されました。

それでは2番目でございますが、小笠原航空路PI評価委員の選任につきまして、事務局の方から説明をお願いいたします。

事務局

それでは資料2及び資料3をご覧いただきたいと存じます。

評価委員会の委員の選任の考え方でございますが、資料2にございますように、委員の選任に当たりましては、協議会が候補者を選定し、協議会を構成する行政機関の長であります都知事が委嘱をすることとしております。

委員に必要な条件といたしましては、先ほどもご説明いたしましたが、評価委員会の所掌事務の達成に必要な専門的知識を有することといたしまして、1としまして、行政手続に係る法制度について専門的知識、知見を有する者、2として、航空行政について専門的知識、知見を有する者、3として、マス・コミュニケーションに関する専門性を有する者の3名となっております。なお、中立性についてですが、PI実施主体及び事業主体の関係者でないこととし、具体的には重複もございますが、PI実施主体としての東京都、小笠原村の関係者でないこと、及び事業主体としての東京都の関係者でないこととしております。

それぞれの専門分野で候補者として適任と考えております方の略歴等につきまして、事務局の方から資料3に挙げさせていただいております。

簡単に3名の方のご紹介をいたしますと、まず最初、山内先生でございますが、専門領域は交通経済学、公共経済学、公益事業論などで、交通政策審議会委員、内閣府民間資金等活用事業推進委員会委員、社会資本整備審議会専門委員など、政府の審議会委員としてご活躍されておまして、行政手続に係る法制度について専門的知識、知見を有

されている方でございます。

次に阿部先生でございますが、運輸省航空局飛行場部長・次長、運輸省地域交通局長、首都圏新都市鉄道株式会社社長ほかを歴任され、まさに航空行政や地域交通行政の中核を担われた専門的知識、知見を有されている方でございます。

最後に鍛冶先生でございますが、毎日新聞東京本社社会部編集委員ほかを歴任され、現在は航空評論家としてご活躍されるなど、マス・コミュニケーションに関する専門的知識、知見を有されている方でございます。

皆さま、それぞれの分野におきまして、第一線でご活躍されている方々ですので、協議会が実施する小笠原航空路のPI活動につきまして、それぞれの立場から貴重なご助言をいただけると確信しております。以上でございます。

中田会長

小笠原航空路PI評価委員の選任につきまして、今、事務局の方から説明がされました。何かこれに関しまして質問等があればお受けしたいと思います。よろしく願いいたします。

ないようでしたら、ただ今、小笠原航空路PI評価委員の選任につきまして、説明がありましたけれども、ご承認いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

中田会長

ご異議がないようですので、PI評価委員の選任は承認されました。

それでは次に第3番目でございますが、小笠原航空路PI実施計画書(素案)の骨子について、これにつきまして事務局の方から説明をお願いいたします。

事務局

それでは資料4及び参考資料2をご覧ください。

PI実施計画書は今後、本協議会が行いますPI活動につきまして、その手順、スケジュール、手法等を示すものでございます。このPI実施計画書に基づきまして、航空路の必要性や候補地等に関しまして、各種調査・検討を行い、関係者間の意見集約と円滑な合意形成を図ることになります。

本日はPI実施計画書の骨子をお配りしてございます。

PI実施計画書の構成は大きく8項目に分けております。はじめにパブリック・インボルブメント(PI)導入の経緯、2点目としまして、PI活動の基本的な考え方、3点目としまして、PI活動の実施体制、4点目として、小笠原航空路開設に向けたプロセス、5点目としまして、PI活動で提供する情報内容、6点目としまして、PI活動の実施手法、7点目が収集した意見の取り扱い、最後にPI活動の終了の判断、となっております。

それではこれから各項目について、内容をご説明いたします。

まず、1のパブリック・インボルブメント導入の経緯についてですが、「新しい空港の整備をはじめ、公共事業は真に必要な事業のみを効率的に実施することが求められているためPIが導入された」ことなど、空港整備事業への導入の経緯や、「政策の立案段階や公共事業の構想・計画段階から、住民が意見を表明できる場を設け、そこでの議論を政策や事業計画に反映させる手法」であるPIの一般的な概念について説明しております。なお、小笠原航空路PIにつきましても、参考資料2にあります、国が定めましたガイドライン、この趣旨を踏まえ、実施することとさせていただきます。

次に2番目になりますが、PI活動の基本的な考え方ですが、「東京から南に約1千km離れた太平洋上にあり、本土との交通は概ね6日に1便就航する船舶で、往来に要する時間は片道約26時間に及ぶ」という小笠原諸島の地理的状況や、「亜熱帯の美しい自然と動植物の宝庫で、天然記念物や小笠原諸島にしか存在しない動植物も多く生息しており、東京都は小笠原諸島の自然を次世代に確実に引き継ぐため、世界自然遺産への登録を目指している」ことなど、小笠原航空路PIの特徴であります、自然環境への配慮の必要性等についてご説明しております。

次ページになりますが、3、PI活動の実施体制でございますが、PI活動に係る主体と役割ということで、「小笠原航空路の実現に向けた事業の実施主体は東京都であり、事業の実施に係る意思決定は東京都が行う」と、事業主体である東京都の役割を、また「PI活動は小笠原航空路協議会が実施し、その活動は小笠原航空路協議会が設置した第三者機関『評価委員会』により、評価・助言を受けながら進める」と、PI実施主体である協議会の役割を、そして「評価委員会は、協議会が実施するPI活動を客観的な立場から監視するために設置し、委員は、PI活動に必要とされる専門知識を有するとともに、中立的、客観的な考えを持つ有識者」として第三者機関である評価委員会の役割や設置概要について説明してございます。

4項目め。小笠原航空路開設に向けたプロセスですが、航空路開設に向けた検討の流れとして、「PI活動は、事業主体が小笠原航空路の事業化に取り組む前に実施され、PI活動の結果によっては、事業主体は構想・計画案を見直す場合がある」ことや、「PI活動が終了し、事業主体が事業実施を意思決定する場合には、PI活動による民意の反映のほか、政策的な判断や技術的な判断など、総合的な判断の下に行われる」こと、また、「空港が開港するまでには、環境影響評価や航空法等各種法的手続きがあり、工事期間中に国土交通省事業評価制度等により事業の再評価が実施される場合がある」ことなどについて説明してございます。さらに、PI活動は、「『PI実施計画書』に基づいて実施する」ことや、小笠原航空路のPI活動は、「構想段階」、「施設計画段階」の2段階で実施することについて説明しております。

5点目につきまして、PI活動で提供する情報内容ですが、「構想段階」、「施設計画段階」ごとの実施目標や、想定される論点などについて説明しており、「構想段階」では、実施目標を「小笠原航空路開設の必要性や航空路開設案について調査・検討し、その情報をPI対象者と共有し、PI対象者の意見を把握すること」、また想定される論点を「小笠原航

空路開設の必要性や費用対効果は妥当か」などとしております。「施設計画段階」では、実施目標を「小笠原航空路開設案の施設計画について調査・検討し、その情報をPI対象者と共有し、PI対象者の意見を把握すること」、想定される論点として「施設計画の規模は適切か」などとしております。

6項目めのPI活動の実施手法でございますが、PIの開始時期につきましては「ステップ1を平成20年度末に開始し、ステップ1の終了後、ステップ2を実施する予定」とし、PI活動にかかる期間、活動の周知や情報提供、意見収集の手段などPI活動で予定する手法などについて説明するとともに、「意見の集計・分類や対応方策の検討、さらにPI評価委員会からの評価・助言をうけてPI活動の終了判断をし、結果を公表する流れが基本となる」こと。また、「PIの実施目標を達成するため、意見に対する対応方策を示したのち、その対応方策に関する意見を募集するというサイクルを複数回繰り返すことがある」ことなどについて説明してございます。

7番目は収集した意見の取り扱いでございますが、PI活動では個人情報保護法や東京都個人情報保護条例を遵守することや、収集した意見等は内容別に分類・整理し、個人が特定できるような情報を除き公表いたしますが、目的外には利用しないことなどについて説明してございます。

最後に8番目でございますが、PI活動の終了の判断ですが、各段階で設定した実施目標が達成されたと判断した後に、PIの活動状況をPI評価委員会へ報告すること、PI評価委員会から評価・助言を受け、その対応も含めてPI活動の終了が了承された段階で、PI活動が終了することについて説明してしております。また、PI活動の一連の過程は各ステップのPI実施報告書として取りまとめ公表することとしております。

今後の作業でございますが、PI実施計画書の作成のため、協議会でのご意見やPI評価委員会の評価・助言をいただきながら策定していきたいと考えております。この計画策定の目途でございますが、来年3月頃に開催を予定しております本協議会でPI実施計画書としてご承認いただき、確定版として公表をする予定でございます。以上でございます。

中田会長

ちょっと長い説明でしたけれども、資料4につきまして、何か質問あるいは確認等あればお受けしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

森下委員

このパブリック・インボルブメントなんですけど、PI、このように国の、このあり方、プロセスのあり方でもそんなんですが、文章で読んでいくと、意外とそのときに、頭の中からこう、胸に落ちたなというような感じがするんですが、実際にはこの、なかなかこれだけの細かい手続きというものが、住民の方から聞きますと、「何で今またそういうことをやるんだ」などという議論が未だに村内では絶えないところでございます。この実施計画を進めていく段階ではですね、ぜひともそういう雰囲気というかムードが地元にはあるということもですね念頭に置いていただきまして、極力一般の皆さまにだけ

た形で通じるというようなことに留意をして進めていただきたいと思いますので、ひとつよろしく願いをいたします。

中田会長

何か、事務局からこの要望について。

事務局

もともとのPIにつきましては、住民参画の手法でございますので、情報を分かりやすくご提示いたしまして、ご理解を深めることに、事務局としましても意を払いつつ実施していきたいと思えます。また、なるべく表現も、可能であれば分かりやすく変えながら周知等したいと思えます。

森下委員

ひとつよろしくどうぞ。

中田会長

ほかに何か。

佐々木委員

ステップ1の終了ということになりますと、ここではやはり場所の設定というんですかね、設定、それがこのステップ1の終わるときには決まるわけですか。

事務局

ステップ1につきましては航空路の必要性、併せまして航空路、空港の場所ですね。これを決めるということでございます。ですからPIのステップ1が終わったときにはそれが明らかになるということです。

中田会長

ほかにご意見等がありますか。

特にないようでしたら、先ほども言いましたけれども、ちょっとボリュームがありまして、なかなか事務局の説明で、ただちにご理解、あるいは不出来な点についてですね、ここが何かということもありますので、何かお気づきの点がございましたら後日でも結構ですので、事務局の方に、質問なりあるいは確認があれば、ご連絡いただければと思えます。よろしく願いいたします。

それでは4番目、その他について事務局から説明をお願いいたします。

事務局

それではご説明いたします。参考資料3をご覧いただきたいと思います。一番最後に

付いている2枚組でございます。

去る7月14日に第81回小笠原諸島振興開発審議会が開催されました。この審議会は国土交通大臣の諮問に応じまして、旧島民の帰島及び小笠原諸島の振興開発に関しまして、重要な事項を調査、審議するため、小笠原諸島振興開発特別措置法に基づき、設置されている審議会でございます。

この審議会の会長から国土交通大臣宛てに小笠原諸島の振興開発のため、特別措置の延長を講じて積極的に支援していくべきとの意見具申の提出がございましたので、お知らせいたします。

内容の一部としまして、航空路に関連する部分をご紹介しますと、この最初のページの中ほどでございます。「しかしながら」から始まる、センテンスがございますが、「依然として、高速の交通・通信アクセス手段が未だに整備されていないことが、観光を始めとする産業の振興や、住民生活の安定に大きな影響を与えている」として高速交通アクセス等の不備が小笠原諸島の振興開発にとって、負の影響を与えていることについて言及してございます。また、2枚目のまた中段でございますが、なお書きのところになりますけれども、「特に、高速交通アクセスの整備については、航空路の開設に関し、世界的に貴重な自然環境への影響、費用対効果、運航採算性等、まず東京都と小笠原村が地域レベルで十分に検討しつつ、関係者間の円滑な合意形成を図る。これを踏まえて、事業化に向けた諸課題について検討していく。この際、小笠原諸島が本土から約1,000km離れた外海に位置する等の特殊事情も考慮する必要がある」として協議会が行いますPI活動により航空路開設の検討を進めることについて、小笠原諸島の置かれた地理的状況への十分な配慮も必要との意向が示されてございます。

この意見具申を受け、現在、国土交通省が法延長のため、改正作業を行っていただいておりますが、順調にいけば来年1月には法案が国会に提出される予定と聞いてございます。

次に、今後のスケジュールについてお知らせいたします。本日、ご承認をいただきました小笠原航空路PI評価委員会につきましては、選任された委員の皆様への委嘱の作業を進めさせていただきます。なお、第1回の評価委員会は年内の開催を目途に準備を進めてまいります。以上でございます。

中田会長

ただ今の説明につきまして、ご質問等がございましたらお願いいたします。

たとえば、今日ですね、いくつかのページについて事務局の方から説明がありましたけれども、順不同で何か通してご質問があれば、あるいは何か別の考えがあるとか、何かご発言があればお願いしたいと思います。

中島委員

冒頭に会長の方からのあいさつの中にもありましたけれども、やはり自然環境への配慮というのが一つの課題ということでもありますので、私の方から最近の動きについて

若干ご説明をさせていただけたらと思います。よろしいでしょうか。

中田会長

よろしく申し上げます。

中島委員

小笠原の世界自然遺産への登録に向けた動きですが、これは平成19年1月、つまり平成18年度になりますけれども、政府として設定をした暫定リスト、これをユネスコの方に提出しております。平成22年1月の推薦に向けまして外来種対策、これについてですね、一定の成果を上げるということになっておりまして、また推薦に当たりましては、用意すべきものといたしまして推薦書、これと管理計画が必要です。そのため現在、外来種対策を積極的に進めておるところですが、推薦書及び管理計画、この内容について検討しておりまして、若干説明をさせていただきます。

これは学識経験者の方から成っております、「科学委員会」というふうに私ども呼んでおりますけれども、ここでの知見ですとか、あるいは地元団体などからなる地域連絡会議、そこでの意見を得ながらですね、環境省それから林野庁、それからわたしも東京都、また小笠原村と連携して、一緒になって取り組んでおります。

ここでのまず推薦書ですが、遺産として価値の証明、それから遺産区域などを示してですね、また管理計画の中では中長期的に取り組むべき外来種対策の目標設定ですとか、新たな外来種の侵入防止、これは連ねるということになっております。

今年度になってからの動きですけれども、既に2回ほどそれぞれ会議を開催しておりまして、今後ですけれども、さらにそれぞれ2回程度会議を開催する予定になっております。その中で推薦書、あるいは管理計画に盛り込む具体的な遺産の区域ですとか、あるいは今後の外来種対策の内容、それから遺産登録地として、行政それから研究者の方々、また島民の皆さんが取り組むべき事項について提示をしていただくということになっております。

この遺産区域の考え方といたしましては、既にこれは出されておりますけれども、顕著で普遍的な価値を有し、推薦地としての一体性を有し、また人工的な改変地でないという完全性というんですかね、そういうものを満たしておりまして、なおかつ適切な保護がなされる地域を遺産区域としております。そういうことが既に確認されているところでございます。うまくいきますと、22年の1月には推薦書を提出して、そして翌年の23年7月頃には登録の可否が決定されることとなっております。以上でございます。

中田会長

今、東京都の所管局の中島部長から特別にお話、自然遺産に関する動向があったんですけど、何かこれにつきましてもご確認とか、あるいはご意見があればいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

なければ、私がこういう立場であれなんですけど、もともと最初のPI評価委員の方が

ら助言いただきますよね。この助言というのは基本的にはペーパーベースということで理解してよろしいのでしょうか。

事務局

いろいろな方法があると思います。

中田会長

例えば直接、本人にですね、お三方全部かどうかは別として、そういう機会というのも想定としてあるということでしょうか。

事務局

まず基本的には、年内12月に、まずお三方に集まっていただきPI評価委員会を開催いたします。実施計画の中身をご説明し、ご助言等をいただきまして、反映いたします。PI評価委員会の方、いろいろお忙しい方でございますので、12月1回だけじゃなくて、個別にアプローチしまして、紙でいただく場合もありますし、そういうご指示をいただく可能性もあると思います。

中田会長

これから詰めていくお話もあるので、特別な話では、委員の方のご予定もありますので、ケースバイケースかと思えますけど、分かりました。

今のことも含めまして、小笠原航空路の開設検討に関します事項につきましては、委員の皆様方に、適宜、情報の共有を図っていこうと思っていますので、よろしく願います。

それではこれで第2回小笠原航空路協議会を終了したいと思います。今後も本協議会での議論を通じまして、航空路の開設に向けて、都と村で連携を取りまして、精力的に推進してまいりたいと思いますので、よろしく願います。